

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業

重要事項説明書

2023年11月 1日 現在

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護」という。）の提供にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業者が説明すべき事項は以下の通りです。

1、事業所

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 事業者 | 株式会社 サンプレラ |
| (2) 事業所の名称 | グループホーム パラソル 倉敷中庄 |
| (3) 所在地 | 倉敷市中庄2371-1 |
| (4) 法人種別 | 営利法人 |
| (5) 事業所番号 | 3390201741 |
| (6) 代表者 | 日笠 伸之 |
| (7) 管理者 | 犬飼 幸子 |
| (8) 電話番号 | 086-441-8077 |

2、事業目的

医師より認知症の状態にあると診断を受けた要支援者・要介護者に対して、指定を受けた共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能回復訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の自立支援に向けた適切な介護を行うことを目的とする。

3、施設運営の方針

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、日常生活の援助を妥当適切に行う。
- (2) 利用者一人一人が安心できる環境の中で、最大限の力を発揮しながら、その人らしい暮らしが送れるように共に考え、利用者の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で、尊厳ある日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- (3) 認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「サービス計画」という。）に基づき、

漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能回復訓練及びその者が日常生活を営むことができるように必要な援助を行う。

- (4) 自立支援の十分な効果を高める観点から、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるように、日常生活上での様々な工夫をし、認知症の症状の進行の緩和に資するように適切な働きかけを行う。
- (5) サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度について常に評価を行う。
- (6) 地域とともに認知症の人たちが安心して暮らせる町づくりに寄与し、地域包括ケアの一拠点としての事業運営を確保するため、利用者の家族や地域の関係者等を含めた意見交換・運営点検のため「運営推進会議」を設置する。

4、事業所概要

建物	構造	木造2階建
	延床面積	485.16 m ²
	事業所設備	居室面積 (内法) : 10.37 m ² × 4 部屋 : 8.88 m ² × 14 部屋 居間及び食堂面積 (内法) : 56.31 m ² 台所面積 : 9.94m ² 浴室面積 : 1 F 4.97m ² 、2 F 4.14 m ² 消火器 : 5か所
利用定員	2ユニット	18名 (1 F 9名、2 F 9名)

5、職員の職種及び員数並びに勤務内容

管理者	2名 (介護職員 兼務)
	事業所の従業員の管理及び業務の管理
計画作成担当者	1名 (介護職員 兼務)
	認知症対応型共同生活介護計画の作成
看護職員	1名以上 (介護職員 兼務)
	利用者の健康管理
介護職員	15名以上 (兼務職員含む)
	認知症対応型共同生活介護の提供

6、介護職員の勤務体制

- (1) 日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
- (2) 早 出 7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
- (3) 遅 出 9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0
- (4) 夜 勤 1 6 : 3 0 ~ 翌 9 : 3 0

7、営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月～日まで 祝日・年末年始は営業
- (2) 営業時間 24時間
- (3) 利用者活動時間帯 6:00～21:00

8、事業実施区域

事業実施区域を倉敷市とする。

9、認知症対応型共同生活介護事業の内容

- (1) 利用者の人格に十分に配慮しながら、心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行う。
- (2) 利用者が認知症対応型共同生活介護職員と食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように援助する。
- (3) 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて医療機関との連携を図るなど適切な対応を行う。
- (4) サービス概要
 - ① 食事
 - ・食事の提供及び食事の介助。
 - ・調理および配膳は利用者と職員が協力して行う。
 - ② 入浴
 - ・利用者の状況に応じ、入浴又は清拭を行う。
 - ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪の介助を行う。
 - ③ 排泄
 - ・利用者の状況に応じて適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。
 - ④ 機能訓練
 - ・利用者に適した日常生活上での機能回復訓練を行い、利用者の生活機能の維持・改善に努める。
 - ⑤ 健康管理
 - ・血圧測定等利用者の全身状態の把握に努める。

- ・医師の処方する内服薬等の管理と服薬確認を行う。
- ・体調不良時の医療機関への受診などの手配と、家族への連絡を行う。

⑥ 日常生活の援助

- ・掃除・洗濯・着替え等、家事や日常生活全般のお手伝いをする。

⑦ 移動の援助

- ・共同生活住宅内の移動及び散歩などの介助を行う。

⑧ 行政手続き代行

- ・郵便、宅配便の授受、証明書の交付申請等、役所に対する手続きの代行、その他、利用者の社会生活上必要な手続きを代行する。

⑨ 相談・援助

- ・利用者と家族から、利用者に必要な日常生活上の世話に関する相談を受け、必要かつ可能な範囲の援助を行う。

⑩ レクリエーション等

- ・利用者の趣味、嗜好に配慮するとともに、地域との交流を図れるよう、随時レクリエーションを実施する。

なお、サービスの提供に当たっては、次に該当する行為は行わない。

- ・ 医療行為
- ・ 利用者もしくは家族からの金銭または高価な物品の授受
- ・ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ・ 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・ その他利用者又はその家族等に行う迷惑行為

10、 利用料及びその他の諸経費

- (1) 法定代理受領サービスに該当する認知症対応型共同生活介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費基準額から当該事業所に支払われる地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額の控除して得た額の支払いを受けるものとする。なお、介護保険の給付限度額を超える部分にかかるサービスは、全額自己負担となる。

※別紙①参照

(2) 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用登録者から受けることができる。

① 食事の提供に要する費用

1日(3食) 1,600円(朝 400円 昼 600円 夕 600円)

(1食の利用ごとに計算し、利用者の要望により、提供した食事が当該費用を超えた場合、超過分の支払いを利用者から受けるものとする)

② 居室代

1ヵ月 48,000円

(ただし利用開始月及び退居月のみ、1日 1600円の日割計算とする)

③ 共益費(電気・水道・ガス代を含む)

1ヵ月 27,000円

(ただし利用開始月及び退居月のみ、1日 900円の日割計算とする)

④ 敷金 144,000円

(事業所は、入居までに居室代3ヵ月分を敷金として受領し、契約終了まで無利息で保管する。契約終了時には必要な経費、その他未払金などに充当するほか、居室クリーニング代(33,000円)、事業所の責任に帰さない原状回復費用の充当分を差し引きした残額を、利用者又は身元引受人に返還する)

⑤ おむつ代 実費

⑥ 理美容代 実費

⑦ 上項に掲げるもののほか、認知症対応型共同生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 実費

(3) 前項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名・押印)を受けることとする。

(4) (2) ①②③に記載している金額は総額表示にて、消費税込み。

(5) 生活保護受給者の場合は(2) ②居室代を1ヵ月 35,000円とする。

(ただし、利用開始月及び退居月は所定の日割額とする)

(6) 利用料及び諸費用の改定については、あらかじめ利用者及びその家族に文書で通知し、

同意を得ることとする。

1 1、利用料金のお支払方法

前月の利用料等の合計額を請求書として明細を添付して、毎月 20 日頃までに通知します。利用料金は、原則、口座振替（翌月 4 日）とし、現金または銀行振込の場合、当月末までにお支払いください。

1 2、身元引受人（連帯保証人）

利用契約時に身元引受人（連帯保証人）を定め、次に掲げる際にその責任を負うものとする。

- (1) 利用者が医療機関に入院する場合は、入院手続きが円滑に進行するように協力する。
- (2) 利用契約が終了する場合は、利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に協力する。又、利用料金の滞納及び施設設備の故意もしくは過失により破損させた場合は、利用者と連帯してその責任を負う。

本契約上の債務について身元引受人（連帯保証人）の負担は、極度額 100 万円を限度とする。

- (3) 利用者が死亡した場合は、速やかに遺体を引き取るとともに、遺留金品の引き取りを行う。
- (4) 身元引受人（連帯保証人）の住所・氏名の変更、死亡等、及び成年後見人制度による後見人・保佐人・補助人の審判があった場合、及び利用者が任意後見契約を締結した場合は、その内容を事業者に遅滞なく通知するものとする。
- (5) (4) により身元引受人（連帯保証人）がその責任を負うことができなくなった場合には、新たに身元引受人（連帯保証人）を定めることとする。

1 3、緊急時における対応方法

認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、速やかに主治医又はあらかじめ当該事業者が定めた医療機関等への連絡を行い、受診等の必要な措置を講じるとともに、家族へも連絡を行う。

- 協力歯科医療機関 医療法人南風会 アップル歯科クリニック
彩起歯科

17、 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に沿って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

倉敷消防署への届出日：2023年 5月 1日

防火管理者：狩屋 俊宏

〈消防用設備〉

- ・誘導灯 ・消火器 ・スプリンクラー ・自動火災報知設備
- ・避難階段 ・火災通報装置

18、 サービス利用の際の留意点

- (1) 宗教や信条の相違により、他者の権利を脅かさないこと。
- (2) 口論、暴力、泥酔などで他社に迷惑をかけること。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないこと。
- (4) 指定した場所以外で、火気を使用しないこと。
- (5) 故意に施設や施設内の物品に損害を与えたり、勝手に持ち出したりしないこと。
- (6) 他の利用登録者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
- (7) 現金・貴重品の紛失の責は負いかねるので、ご家族にて管理をおこなうこと。
- (8) ペットの持ち込みは原則おこなわないこと。
- (9) 大型の金庫、その他重量の大きな物品の搬入又は備えつけはしないこと。
- (10) テレビ、大型CD等の操作、楽器の演奏、その他大音量で近隣に著しい迷惑を与える行為はしないこと。
- (11) 居室及びあらかじめ定められた場所以外の共用施設内に物品を置かないこと。

19、 身体的拘束等の廃止について

事業所内において身体拘束防止委員会を設けて防止に努めます。自傷、他傷の恐れのある場合は、事前に家族の了解を得たうえで、やむを得ず一時的に身体的拘束等をする場合があります。その場合、時間・状況の記録をし、速やかに専門医の受診と家族への説明を実施し、身体的拘束等の廃止に向けて定期的に検討します。

20、 秘密保持について

- (1) サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に対する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはしない。
- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件下で細心の注意をしながら、情報提供することはできる。

21、 個人情報の使用について

- (1) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報の使用・提供・収集について次のとおり定める。

①利用期間は、介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準ずる。

②利用目的

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ・利用者に係るサービス計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体との連絡調整のため
- ・利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ・利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ・行政の開催する会議等
- ・その他サービス提供で必要な場合
- ・上記各号に関らず、緊急を要する時の連絡等の場合

③使用条件

- ・個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外、決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に洩らさない。
- ・個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

- (2) 利用者及びその家族は重要事項説明書への確認・同意により、(1)に定める個人情報の使用についても同意するものとする。

2 2、 地域との連携について

- (1) 事業者は、サービス提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括センターの職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望助言等を聞く機会を設ける。
- (2) 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成し、これを公表する。
- (3) 事業者は、その事業の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流をはかる。

附則 この重要事項説明書は2021年9月1日より適用する。

2023年11月1日一部改訂。

2025年4月30日一部改訂。

説明事項確認書

年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービス提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

(事業者)	住所	岡山県倉敷市酒津2747-1	
	名称	株式会社サンブレラ	
	代表者	代表取締役 日笠 伸之	印
(説明者)	事業所住所	岡山県倉敷市中庄2371番地1	
	事業所名称	グループホーム パラソル 倉敷中庄	
	職名・氏名		印

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護のサービスの提供開始に同意しました。

(利用者)	住所		
	氏名		印
(代理人)	住所		
	氏名		印
	(続柄)	
(身元引受人・連帯保証人)	住所		
	氏名		印
	(続柄)	
(契約立会人)	住所		

氏名

(続柄

印

)